



# 鳥取県公報

平成14年11月7日(木)  
号外第157号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則（99） （子ども家庭課）.....	1
-----	--	---

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

- 1 児童扶養資金に関する規定を削除することとした。（第2条、第5条の2、第8条関係）
- 2 特例児童扶養資金の貸付けの申請の手續等を定めることとした。（附則関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
  - （1）この規則は、公布の日から施行することとした。
  - （2）所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第99号

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太枠で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太枠で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後

改 正 前

(母子福祉資金の貸付けの申請)

(母子福祉資金の貸付けの申請)

第2条 略

第2条 略

2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであることを証する書面、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであることを証する書面、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

資金の種類		添付書類
略		
医療 介護 資金	医療を受けるのに必要な資金	医療に要する期間及びその期間中の概算医療費(患者負担となるものに限る。)に記載した医師又は歯科医師の診断書
	介護を受けるのに必要な資金	介護保険法(平成9年法律第123号)第40条第3号、第4号及び第9号に掲げる保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金にあつては保険給付を申請するための書類の写し及び保険給付の対象となる費用を記載した見積書等の写し、その他のサービスを受けるのに必要な資金にあつては同法第7条第18項に規定する居宅サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し
生活資金(失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金に限る。)		雇用保険法施行規則(昭和59年労働省令第3号)第19条第2項の規定により交付された雇用保険受給資格者証、退職辞令その他の離職等を証する書面の写し
略		
結婚資金		婚約が成立したこと、又は婚姻の事実を証する書面

資金の種類		添付書類
略		
療養資金		医療に要する期間及びその期間中の概算医療費(患者負担となるものに限る。)に記載した医師又は歯科医師の診断書
略		
結婚資金		婚約が成立したこと、又は婚姻の事実を証する書面
児童扶養資金		児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第16条第2項又は同令第21条第2項の規定により交付された児童扶養手当支給停止通知書の写し及び前年(1月から7月までの月分につき貸付けを受ける場合にあっては、前々年)の所得についての市町村長の発行する所得証明書

3 略

3 略

(据置期間の延長の申請等)

(据置期間の延長の申請等)

第5条の2 令第7条第5項の規定による据置期間の延

第5条の2 令第7条第5項又は第6項の規定による据

長を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金据置期間延長申請書（様式第7号の2）を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

（貸付金の増額）

第8条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金（以下この章において「月額資金」という。）の貸付けを受けている者は、その貸付金の額が令第6条第3号から第5号まで及び第7号に規定する限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とするときは、当該限度額の範囲内において貸付金の増額を申請することができる。

2～4 略

（寡婦福祉資金の貸付けの申請）

第14条 略

2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、寡婦等であることを証する書面、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

資金の種類		添付書類
略		
医療 介護 資金	医療を受けるのに必要な資金	医療に要する期間及びその期間中の概算医療費（患者負担となるものに限る。）を記載した医師又は歯科医師の診断書
	介護を受けるのに必要な資金	介護保険法第40条第3号、第4号及び第9号に掲げる保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金にあっては保険給付を申請するための書類の写し及び保険給付の対象となる費用を記載した見積書等の写し、その他のサービスを受けるのに必要な資金にあっては同法第7条第18項に規定する居宅サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し
生活資金（失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金に限る。）		雇用保険法施行規則第19条第2項の規定により交付された雇用保険受給資格者証、退職辞令その他の離職等を証する書面の写し
略		

置期間の延長を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金据置期間延長申請書（様式第7号の2）を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

（貸付金の増額）

第8条 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は児童扶養資金（以下この章において「月額資金」という。）の貸付けを受けている者は、その貸付金の額が令第6条第3号から第5号まで、第7号及び第12号に規定する限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とするときは、当該限度額の範囲内において貸付金の増額を申請することができる。

2～4 略

（寡婦福祉資金の貸付けの申請）

第14条 略

2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、寡婦等であることを証する書面、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

資金の種類		添付書類
略		
療養資金		医療に要する期間及びその期間中の概算医療費（患者負担となるものに限る。）を記載した医師又は歯科医師の診断書
略		

(準用規定)

第15条 第2条第3項、第3条から第13条まで及び様式第2号から様式第24号までの規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第5条の2第1項	令第7条第5項	令第28条第2項において準用する令第7条第5項
略		
第8条第1項	令第6条第3号から第5号まで及び第7号	令第27条第3号から第5号まで及び第8号
略		
第12条	令第11条各項各号	令第29条において準用する令第11条各項各号(第2項第2号及び第3号を除く。)
略		
様式第2号及び様式第4号	母子福祉資金貸付決定通知書	寡婦福祉資金貸付決定通知書
略		

様式第1号(第2条、第14条関係)

(1) 個人用

母子福祉資金  
寡婦福祉資金 貸付申請書  
職氏名様  
下記により母子福祉資金の貸付けを受けたいので、  
寡婦福祉資金  
関係書類を添えて申請します。

年月日

申請者

住所

氏名

㊟

連帯保証人

住所

氏名

㊟

記

略

備考

1~5 略

6 「摘要」欄は、現在までに借り受けた母子福祉資金又は寡婦福祉資金について、その状況を記入すること。

(準用規定)

第15条 第2条第3項、第3条から第13条まで及び様式第2号から様式第24号までの規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第5条の2第1項	令第7条第5項又は第6項	令第28条第2項において準用する令第7条第5項
略		
第8条第1項	、生活資金又は児童扶養資金 令第6条第3号から第5号まで、第7号及び第12号	又は生活資金 令第27条第3号から第5号まで及び第8号
略		
第12条	令第11条各項各号	令第29条において準用する令第11条各項各号(第2項第2号及び第3号並びに第4項を除く。)
略		
様式第2号	母子福祉資金貸付決定通知書	寡婦福祉資金貸付決定通知書
略		

様式第1号(第2条、第14条関係)

(1) 個人用

母子福祉資金  
寡婦福祉資金 貸付申請書  
職氏名様  
下記により母子福祉資金の貸付けを受けたいので、  
寡婦福祉資金  
関係書類を添えて申請します。

年月日

申請者

住所

氏名

㊟

連帯保証人

住所

氏名

㊟

記

略

備考

1~5 略

6 「摘要」欄は、生活資金を借り受けようとする場合にあっては借り受けている技能習得資金又は療養資金について、児童扶養資金を借り受けようとする場合にあっては、現在までに借り受けた児

(2) 略

様式第4号(第4条関係)

(1) 個人用

母子福祉資金貸付金借用書

職 氏 名 様

下記のとおり母子福祉資金貸付金を借用します。ついでには、母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを約します。

年 月 日

借 主 住 所  
氏 名 ㊟  
連帯借主 住 所  
氏 名 ㊟  
記

略
利 子 年 <u>パーセント</u> 無利子
略

上記の借入れにつき、母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則を承知の上、借主と連帯して債務を履行することを約します。

連帯保証人 住 所  
氏 名 ㊟

備考

- 「利子」欄には、母子福祉資金貸付決定通知書に記載されている利率を記入すること。
- 借主及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

(2) 団体用

母子福祉資金貸付金借用書

職 氏 名 様

下記のとおり母子福祉資金貸付金を借用します。ついでには、母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを約します。

年 月 日

事務所の所在地  
借 主 法人の名称  
代表者の職及び氏名 ㊟  
連帯借主 住 所  
氏 名 ㊟  
連帯借主 住 所  
氏 名 ㊟

童扶養資金について、その状況を記入すること。

(2) 略

様式第4号(第4条関係)

(1) 個人用

母子福祉資金貸付金借用書

職 氏 名 様

下記のとおり母子福祉資金貸付金を借用します。ついでには、母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを約します。

年 月 日

借 主 住 所  
氏 名 ㊟  
連帯借主 住 所  
氏 名 ㊟  
記

略
利 子 年 <u>3パーセント</u> 無利子
略

上記の借入れにつき、母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則を承知の上、借主と連帯して債務を履行することを約します。

連帯保証人 住 所  
氏 名 ㊟

備考 借主及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

(2) 団体用

母子福祉資金貸付金借用書

職 氏 名 様

下記のとおり母子福祉資金貸付金を借用します。ついでには、母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを約します。

年 月 日

事務所の所在地  
借 主 法人の名称  
代表者の職及び氏名 ㊟  
連帯借主 住 所  
氏 名 ㊟  
連帯借主 住 所  
氏 名 ㊟

記	記						
<table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>利 子 無利子</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	利 子 無利子	略	<table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>利 子 年5パーセント</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	利 子 年5パーセント	略
略							
利 子 無利子							
略							
略							
利 子 年5パーセント							
略							
備考 略	備考 略						

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の日前に貸付けの決定を受けた児童扶養資金については、なお従前の例による。

3 改正後の鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則第2条第1項、同条第2項(表を除く。)、第3条、第4条、第5条の2から第10条まで、第12条、第13条、様式第1号から様式第4号まで、様式第7号の2から様式第19号まで並びに様式第22号から様式第24号までの規定は、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第4条第1項の規定による特例児童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第10条第1項	児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号。以下「改正令」という。)附則第4条第1項
第2条第2項	次の表の左欄に掲げる資金に 次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類	特例児童扶養資金に 平成14年7月分の児童扶養手当の受給額を確認することができる書類、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第16条第1項の規定により交付された児童扶養手当証書の写し、同条第2項又は同令第21条第2項の規定により交付された児童扶養手当支給停止通知書の写し
第5条の2第1項	令第7条第5項	改正令附則第4条第5項
第5条の3第1項	令第16条ただし書	改正令附則第4条第10項において準用する令第16条ただし書
第7条第1項	令第18条第1項	改正令附則第4条第8項
第8条第1項	修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金(以下この章において「月額資金」という。) 令第6条第3号から第5号まで及び第7号	特例児童扶養資金 改正令附則第4条第2項
第9条第1項	月額資金	特例児童扶養資金
第12条	月額資金 令第11条各項各号	特例児童扶養資金 改正令附則第4条第6項各号
様式第1号	月額資金	特例児童扶養資金
様式第4号	及び鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則	、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)同令附則第4条第10項において準用する母子及

		び寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則（平成14年鳥取県規則第99号）附則第3項において準用する鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則
--	--	---

